

賛助会からのお知らせ

ご賛同いただきありがとうございました。

田中 亜紀

(敬称省略)

ふれあい城坤春祭り

生活支援員 山崎 裕太

3月5日(日)に城坤小学校にて開催されたふれあい城坤春祭りに参加してきました。

たんぽぽが城坤地区に所属していることから毎年参加をしています。例年では城坤コミュニティセンターで開催されていましたが、今回は改築工事をしているということで城坤小学校での開催となりました。

たんぽぽではクッキー、雑貨、焼き芋の販売を行いました。また、子どもたちに遊んでもらえるように100円で参加できる輪投げもを行い、景品として駄菓子の袋詰めを準備しました。当日は天気も良く、多くの方々に来ていただきました。地元のお祭りということもあり顔なじみの方も多く、和やかな雰囲気販売をすることができました。

準備から片付けまでの過程や、当日のお祭りの賑やかさなどからも城坤コミュニティの持つ雰囲気の良さや繋がりの強さというものを感じることができました。今回のように地域のコミュニティの協力も得ながら今後もたんぽぽの活動の幅を広げていけるように頑張っていきたいと思っております。

もっとあったマルシェ

職業指導員 山下 千里

3月19日(日)に社会福祉法人光と風主催の『もっとあったマルシェ』が四国中央医療福祉大学で開催され、たんぽぽも出店しました。天候も良く、約2,000の方が来場され、多くの方でにぎわっていました。出店品は、クッキー、雑貨、駄菓子でした。販売に行ったメンバーは実際に自分たちが作った商品が目の前で売れていく喜びや、手に取っていただいた商品に対して、「かわいい」や「素敵ですね」と嬉しい言葉を聞くことができ、誇らしく、また、自分たちの商品に対し自信をもって販売をしていました。

さて、今回の『もっとあったマルシェ』ですが、当日までに配布していたチラシのデザインはとても可愛くおしゃれで、また、チラシの文字を見てみると「福祉」や「障がい」という文字は少ししか見えませんでした。しかし、マルシェに参加すると、愛媛県内の事業所やNHK・Eテレ「バリバラ」に出演している玉木幸則氏の講演など障がい者福祉に関する内容が盛りだくさんでした。一見、障がい者福祉の啓発の為に福祉や障がいの文字が大きく入ったほうが良いと考えるかもしれませんが、大きな文字で「福祉」や「障がい」と書かれたチラシを見た地域住民たちは、果たして行きたいと思うのでしょうか。来るとするならば、もともと障がい者福祉に興味を持っている地域住民しか来ないのではないかと思います。

私自身もたんぽぽ内でポップやチラシを作成することがありますが、自分自身の中で読みやすいか否かを考えていましたが、今回のチラシを目にして、読み手側がどう感じるか、また、手に取ってもらいたいのはどんなものかを考えながら作っていきたくと思いました。しかし、チラシやポップ作りばかりに時間を使いすぎると、本末転倒になりますね。



NPO法人SAJA-サヤ たんぽぽ

で検索してください。

facebook



ホームページは

tanpopo-saja.com

で検索してください。

Life

第62号 2017. 4. 10発行

特定非営利活動法人SAJA

就労継続支援B型事業所 たんぽぽ

〒763-0066

丸亀市天満町1-2-31

TEL:0877-22-2840

HP tanpopo-saja.com

志

の再確認 ～ 2017年度を迎えて～

理事長 西谷 清美

2017年度は、NPO法人サヤ「たんぽぽ」にとって、これまでの活動の振り返りに加えて、志を再確認する1年になりそうです。

まずは、2016年度の活動の現状ですが、『誰もが人生の主人公に』をスローガンに、駄菓子の店舗販売、クッキーの製造および委託販売、手芸品や雑貨の製造販売、市民球場での清掃ならびに売店販売の受託、研修事業の実施、バザー等の地域交流活動、利用者の自主活動(相互支援グループ)への支援等を積極的に展開しました。その結果、クッキーの売り上げは予想以上に伸び、商品の知名度も確かなものになりました。

さて、1991年に共同作業所として産声を上げた「たんぽぽ」は、2006年の障害者自立支援法(現 障害者総合支援法)の施行に至る経緯の中で、その運営を法人化することで今日まで存続してきました。開設当初は、家族、精神障害当事者、行政関係者、精神保健福祉士(PSW)等の協働によって作業所運営が進められていましたが、法人化以降は地域ぐるみ、住民ぐるみを活動理念に掲げながら、スタッフと利用者が中心となり事業を展開してきました。

一方、現在の運営・経営状況はというと、必ずしも良好とは言えません。現行の制度は、一日の利用者数に応じて収入が確定・変動しますので、利用が少なければその分収益が減少します。実際、過去2年間の利用者数の推移を概観してみると、明らかに低下していることが分かります。「たんぽぽ」の場合、前身が共同作業所であったことも手伝って、利用者のニーズは「一般就労に繋がりたい」というものから、「たんぽぽの活動で高い工賃を確保したい」、さらには「居場所として利用し、仲間とのんびり過ごしたい」等、様々です。サービスの市場化と自由競争を殊更に強調する現在の法制度に従えば、一般就労を目指す利用者以外は排除(一定の要件を設ける等)して経営を考えるとよいのかもしれませんが、つまり、制度本来の主旨に沿い、一般雇用を目指して日々就労訓練に取り組める利用者を受け入れて事業を展開するという事です。

しかし、障害者の生活と労働を保障しようと進められた作業所づくり運動を経験してきた「たんぽぽ」には、地域共同体思想を基底におく福祉実践への拘りから、市場秩序を取り込んだ制度に従って利用者を選別することは到底できません。たとえ経営への影響があるとしても、利用者一人ひとりのニーズに応じることから始めるという大原則を忘れてはならないと考えます。

2017年度の活動の変更点ですが、土曜日を活用して駄菓子屋の営業以外に各種のグループ活動を行なうことにしました。また、地域生活支援関係職員研修会の規模を縮小し、「たんぽぽ」を会場に精神保健・福祉関連の映画上映会や専門集会、パネルディスカッション等を企画、実施する予定です。『仏作って魂入れず』にならないように、つまり法律や制度、施設や事業所、あるいは専門職や支援プログラムが、「あるにはあるけど」「創ったけど」「いるにはいるけど」哲学や理念がないということにならないように足元をしっかり見据えて歩んでいきたいと思っております。

関係者の皆様には、一層のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

地域生活支援関係職員研修会

所長 村井 誓子

2月18日(土)、地域生活支援関係職員研修会を開催しました。当法人が研修事業として毎年おこなっているもので、今年度は講演会とシンポジウム形式の1日研修でした。講演会は「地域で暮らしを支える～なんくるの実践から～」と題して那覇市地域生活支援センターなんくるの兼浜克弥氏、シンポジウムは「地域支援の実際～それぞれの立場からの検討～」をテーマに指定相談支援事業所光と風の大西未佳氏、観音寺市社会福祉協議会の小西マリ子氏、当事業所の山崎裕太氏が登壇しました。

「安心して失敗ができるために支援者がいる」と考えて、私達支援者が失敗を恐れないことの大切さを学びました。また、暮らしを支えるということは普通に暮らし私達と同じ感覚が必要であり、課題にばかり向き合うのではなくその人に向き合わなければなりません。時には奪われた権利を取り戻すことも専門職としての仕事です。そして特別に作られたものではなく地域の中での居場所をつくるのが大切です。

自分自身が支援者として懸命になるほど、目の前の人を奪っていないのか、自分の価値観で評価していないのか、本当のことを言わせないようにしているのではないかなど、あたりまえのことばかりですが常に振り返る必要性を強く感じました。知識や常識は時代によって移り変わるものと知りつつも、目の前の人のことになるとこの社会システムのなかで生活しているからこそ見えないことも多々あるようです。障害をもって暮らすことが特別なことのように語られるのではなく全ての人暮らしやすい社会になることを望んでいます。



紅白歌芸大会～おいでまい2017～

職業指導員 山下 千里

1月28日(土)に『紅白歌芸大会～おいでまい2017～』を開催しました。昨年7月に徳島県にある社会福祉法人ハートランドあっぷるで開催した『あっぷる VS たんぼぼ紅白歌芸大会』が好評で、今後あるであろう対あっぷる戦に向けてのトレーニングもかねて開催しました。

日頃からたんぼぼの活動を支援して下さっている4名を審査員としてお招きし、紅組、白組、各エントリー7組による熱い戦いが繰り広げられました。大会は、1組5分間の中で、歌あり、踊りあり、特技ありの内容で、うまい下手ではなくどれだけ自分を壊したか、情熱的だったか等を審査基準として合計点数を競いました。

紅白歌芸大会を通じて日々のメンバー・スタッフの関係ではなくチームメイトとして、同じように緊張したり、喜んだりする時間が大切だと思いました。笑いあり、涙ありの楽しい時間でした。次回は夏ごろを開催予定にしています。参加は誰でも可能ですので、ぜひご参加ください。



権利擁護と虐待防止

主任 小西 靖代

3月13日(月)、虐待研修をメンバー、スタッフ参加の下、理事長より「権利擁護と虐待防止」の講義がありました。2006年に批准された障害者権利条約を受けて、障害者基本法の改定、虐待防止法、差別解消法と、法整備が行われています。その中で、最も重要とされるのが『合理的配慮』障害者が他の人と同様の権利を行使するために必要な環境整備を過度の負担なく行うことです。この合理的配慮の欠如が人権侵害、虐待に繋がります。日本国憲法における権利条文では、人は幸福追求権、自由権、生存権、健康権があり、すべての国民は、個人として尊重され侵すことのできない永久の権利があるとされています。この様な、権利を間違った使い方によって虐待が起こるとされています。事業所では年1回虐待研修を行い、県主催の虐待、苦情解決研修に参加しています。

「差別と偏見」について多くの方は、ダメな事と理解していると思います。人権や差別について、考えていくと、社会には、障害者だけではなく、様々な差別や偏見があります。自分は、差別や偏見のない人なのか？知らないうちに人を差別していないのだろうか？差別を受けた経験はないのか？今少し振り返ってみてはどうでしょうか？日頃の何気ない言動や行動が、差別や人権侵害に繋がっているかもしれません。

健康な食生活のために ～糖とうまくつきあう～

生活支援員 高島 純子

2月27日(月)14時より中讃保健福祉事務所の前田ひとみ氏、宮本友季子氏を講師としてお迎えし、「健康な食生活のために ～糖とうまくつきあう～」という内容で研修を行いました。

目的として

- (1) 今の食生活と自分の身体に関心をもつ。
- (2) 食生活と生活習慣病との関係を知る。
- (3) 健康的な食生活のために、今日からできることを見つける。

ということで、まず清涼飲料水の砂糖の分量をみんなで考えました。みなさんがよく目にする炭酸飲料1本にスティック砂糖が13本～15本含まれていること、糖質ゼロと表示されているものについては砂糖が含まれてはいないが、甘さを出すために何が使われているか詳しいことは公表されていないことを伺いました。

その後、当日の昼食がバランスよく摂れているかのチェックを行い、標準体重の計算・これから取り組んでみたいこと等をチェックシートに記入していきました。また、用意して頂いていた1キロの脂肪の模型をみんなで手に取り「うわ～！重いなあ」「こんなのが身体についてんや～」と、改めて自分の身体の状態を考えるきっかけにもなりました。

また、食事を摂る上で注意することとして、栄養成分表に表示されている「炭水化物」は糖質(砂糖)のことを表しますが、炭水化物は様々な組織のエネルギーとして使用される反面、摂取しすぎると血糖値が上昇し、肥満や糖尿病の原因になること、また脂肪が蓄積すると高血圧・高血糖・脂質異常等身体に様々な変化が表れてきます。健康のために体重測定や血圧測定等家庭で出来ることは日頃から行うこと、バランスの良い食事と適度な運動、ジュースを控えてお茶にする等日頃からの小さな積み重ねが健康な身体を作っていくことや生活習慣病の発症を防ぐ意味でも定期的に健康診断を受けることで自分の身体の状態を知り、生活習慣を見直すきっかけになるということでした。ありがとうございました。